

令和3年度 第1回

松川町地域公共交通対策協議会 次第

日時：令和3年5月27日（木）午後2：00～

場所：松川町役場 大会議室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

(1) 令和2年度事業及び決算報告について <P 1～> (資料1)

(2) 令和3年度事業計画(案)及び予算(案)について <P 5～>

(3) 生活交通確保維持改善計画(案)について (資料2)

地域の公共交通の確保や維持、改善を行うために、都道府県や市区町村、交通事業者等からなる協議会が、地域の生活交通の実情やニーズを的確に把握しつつ、議論を経て策定する地域の特性や実情に応じた最適な移動手段の提供などを行うための計画

(4) 監査委員の選出について

_____ 委員、 _____ 委員

(5) 高齢者を対象としたアンケート調査について (資料3)

4. その他

5. 今後のスケジュール

9月（予定） 第2回松川町地域公共交通対策協議会

12月（予定） 第3回松川町地域公共交通対策協議会

6. 閉会

松川町地域公共交通対策協議会名簿

【敬称略・順不同】

所属団体等	役職	氏名	備考
松川町	町長	宮下 智博	会長
松川町社会福祉協議会	会長	水野 一昭	副会長
伊那バス株式会社	代表取締役	藤澤 洋二	
丸茂自動車有限会社	代表取締役	片桐 実	
大島地区代表	<u>上新井区長</u>	<u>宮嶋 英雄</u>	
上片桐地区代表	上片桐区長	<u>矢澤 登</u>	
生田地区代表	<u>福与区長</u>	<u>北林 昇</u>	
松川町商工会	会長	小澤 文人	
松川町女性団体連絡協議会	理事	<u>大澤 せつ子</u>	
松川町福祉を考える会	会長	原 節子	
国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画 専門官	<u>高澤 陽</u>	
長野県南信州地域振興局	局長	丹羽 克寿	
長野県飯田建設事務所	所長	細川 容宏	
飯田警察署	署長	<u>上篠 豊</u>	
松川町建設水道課	課長	<u>原 高広</u>	
伊那バス労働組合	自動車対策部長	林 岳志	
松川町教育委員会	教育長	<u>小平 順一</u>	

事務局

松川町副町長	<u>岡田 憲輔</u>	幹事長
松川町まちづくり政策課長	<u>佐々木 保</u>	事務局長
松川町まちづくり政策課まちづくり推進係	<u>大澤 慎哉</u>	事務局員
松川町まちづくり政策課まちづくり推進係	大澤 功治	事務局員

※ _____は今回より変更となった方

(1) 令和2年度事業及び決算報告について

1. コミュニティバス運行路線

路線名		運行状況	運行事業者
通常便	M 8 大島循環	月曜日-金曜日 (1日5便)	伊那バス
	M 2 上片桐循環	月曜日-金曜日 (1日4便)	
	M 4 生田循環 峠部奈線	月・水・金曜日 (1日3便)	丸茂自動車
M 5 生田循環 中山柄山線	火・木・土曜日 (1日3便)		
デマンドタクシー 生田地区 (実証運行)	月曜日-土曜日 (1日2便) (令和2年1月~令和4年3月)		
通学便	M 6 上片桐・大島通学便	月曜日-金曜日 (1日5便)	伊那バス
	M 3 部奈線	月曜日-金曜日 (1日10便)	
	M 7 生田線	月曜日-金曜日 (1日10便)	

※デマンドタクシー

- ・利用者が乗り合わせて運行する公共交通
- ・指定のバス停もしくは生田地区の自宅前での乗降ができる
- ・利用するには、事前登録が必要。
- ・電話予約 (運行開始1時間前までに) または生田循環車内での予約が必要
- ・乗降できる場所は下記

登録された自宅 (生田地区)、七相停留所、馬坂停留所、宮ヶ瀬停留所、清流苑、社協前
日赤病院、農協前、役場前、中塚医院、伊那大島駅、キラヤ前

2. 利用状況 (単位:人)

	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R01-R02増減
通常便+通学便	33,834	31,891	26,596	27,030	434
通常便	13,543	12,536	10,912	7,086	△3,826
通学便	20,291	19,355	15,684	19,944	4,260

デマンドタクシー			269 (1月-3月)	519	
生田循環午後便	1,845	1,409	798 (4月-12月)		

3. 主な事業

(1) 令和2年度の主な事業

実施時期	内容
令和2年4月～	<p>【M8大島循環・M2上片桐循環・M5生田循環】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大島、上片桐地区の一部地域を「フリー降車区間」に設定。 <p>【M8大島循環・M2上片桐循環】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「松川高校西」～「安田宅前」の間に「清北」バス停を新たに設置。 ・「本陣」～「下小松側橋」間のルートを変更し、中間に「浦上住設前」バス停を新設。 <p>【M6上片桐・大島通学便】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JRへの乗換時間確保のため、2便の時刻を調整。
令和2年8月～	<p>【M4生田循環峠部奈線・M5生田循環中山柄山線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生田循環3便（社協前11：17発）を再運行。 <p>【生田循環 デマンドタクシー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デマンドタクシー1便を13：30発、2便を15：30発に変更。 ・デマンドタクシーの発着場所に「清流苑」を追加。 ・デマンドタクシーの予約切時間を、1便・2便ともに出発時間の1時間前までに変更。また、電話予約以外に生田循環車内でも予約できる様に変更。
令和2年10月～	<p>【デマンドタクシーを除く全路線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生の通学定期券の無料化および通学定期券を通学便以外でも利用できる様に変更。

(2) 生田地区でのデマンドタクシー実証運行

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、全体的に乗車人数が減少しており、デマンドタクシー運行の適否が判断できない状況のため、実証運行を令和4年3月31日まで延長することとなった。
- ・生田地区のサロンや自治会、区会などに於いて、デマンドタクシーの利用方法を説明。
(実施回数/3回)

(3) 乗り方教室・説明会等におけるバス利用の周知

○説明会等におけるバスの周知

町が高齢者を対象に行っている下記説明会に於いて、コミュニティバスについて周知。

- ・後期高齢者説明会 実施回数/3回
- ・介護保険制度等説明会 実施回数/2回

(4) その他

- フルーツバスへの乗込み調査 実施回数/7回
- デマンドタクシー利用登録者に対する意向調査 実施回数/1回（令和2年10月実施）
- キラヤ前停留所の移設および増設、ベンチの増設（令和2年11月30日完了）
- 福与辻バス停への一般車両侵入禁止看板の設置（令和3年3月10日完了）

令和2年度 松川町地域公共交通対策協議会 決算書

歳入合計 55,288,590 円
 歳出合計 55,288,590 円
 差引残額 0 円

1 歳入

(単位:円)

款	項	目	節	予算額	決算額	比較増減	説明	
1	負担金			60,299,000	55,251,441	△ 5,047,559		
	1	負担金		60,299,000	55,251,441	△ 5,047,559		
		1	負担金	60,299,000	55,251,441	△ 5,047,559		
			1	負担金	60,299,000	55,251,441	△ 5,047,559	町負担金
2	繰越金			0	0	0		
	1	繰越金		0	0	0		
		1	繰越金	0	0	0		
			1	繰越金	0	0	前年度繰越金	
3	諸収入			20,000	37,149	17,149		
	1	諸収入		20,000	37,149	17,149		
		1	雑入	20,000	37,149	17,149		
			1	雑入	20,000	37,149	回数券収入・預金利息	
	歳入合計			60,319,000	55,288,590	△ 5,030,410		

2 歳出

(単位:円)

款	項	目	節	予算額	決算額	比較増減	説明	
1	運営費			220,000	103,421	△ 116,579		
	1	会議費		150,000	47,500	△ 102,500		
		1	会議費	150,000	47,500	△ 102,500		
			1	報酬	150,000	47,500	△ 102,500	監査会、協議会委員報酬
	2	事務費		70,000	55,921	△ 14,079		
		1	事務費	70,000	55,921	△ 14,079		
			11	需用費	50,000	36,925	△ 13,075	マルチカード、領収書購入等
			12	役務費	20,000	18,996	△ 1,004	振込手数料、切手代
2	事業費			60,099,000	55,185,169	△ 4,913,831		
	1	事業費		60,099,000	55,185,169	△ 4,913,831		
		1	事業費	60,099,000	55,185,169	△ 4,913,831		
			11	需用費	510,000	599,220	89,220	停留所設置、時刻表・路線図印刷等
			12	役務費	16,000	30,550	14,550	自動車税、アンケート料金受取人払料
			13	委託料	59,573,000	54,555,399	△ 5,017,601	運行委託料、国庫補助金等
3	予備費			0	0	0		
	1	予備費		0	0	0		
		1	予備費	0	0	0		
			1	予備費	0	0		
	歳出合計			60,319,000	55,288,590	△ 5,030,410		

監査報告

令和2年度決算書の各事業について監査の結果、その内容が適正であることを認めます。

令和3年4月26日

監査委員

小澤 文人

監査委員

西條 和子

令和3年度事業計画（案）及び予算（案）について

◆事業計画（案）

1. 基本方針

- (1)生活のなかで必要とされている通学、通院、買物、清流苑利用者の交通手段として、誰もが利用できる公共交通を整備し、安心して暮らすことのできる地域づくりを目指します。
- (2)地域公共交通について住民との対話を深め、利用の促進やより良い運行・仕組みづくりに協働の視点を重視し取り組みます。

2. 運行路線及び運行事業者

路線名		運行状況	運行事業者
通常便	M 8 大島循環	月曜日-金曜日（1日5便）	伊那バス
	M 2 上片桐循環	月曜日-金曜日（1日4便）	
	M 4 生田循環 峠部奈線	月・水・金曜日（1日3便）	丸茂自動車
	M 5 生田循環 中山柄山線	火・木・土曜日（1日3便）	
	デマンドタクシー 生田地区（実証運行）	月曜日-土曜日（1日2便） （令和2年1月～令和4年3月）	
通学便	M 6 上片桐・大島通学便	月曜日-金曜日（1日5便）	伊那バス
	M 3 部奈線	月曜日-金曜日（1日10便）	
	M 7 生田線	月曜日-金曜日（1日10便）	

3. 運賃

項目	運賃
定時定路線	<ul style="list-style-type: none"> ○大人：200円 ○小人：100円（小中高生） ○無料乗車できる方（下記対象者） <ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学前の方 ・無料通学定期券を所持している小中学生 ・生田地区から中学校へ通学する生徒 ・次のいずれかに該当する、本人及び生活扶助に利用する介護人の方 <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ②要支援及び要介護認定の方 ・65歳以上の方 ・障がい者福祉施設に通所の方

デマンド タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ○大人：400円 ○小人：300円（小中高生） ○無料乗車券証明書を持っている65歳以上の方：200円 ○無料乗車できる方（下記対象者） <ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学前の方 ・身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保険福祉手帳をお持ちの方 ・要支援及び要介護認定の方 ・障がい者福祉施設に通所の方
--------------	---

4. 定期券・回数券

項目	金額
高校生通学定期券	1ヶ月（1,000円）
	3ヶ月（3,000円）
	6ヶ月（6,000円）
小中学生通学定期券	無料
回数券	[200円券 11枚綴り]（販売価格 2,000円）
	[100円券 11枚綴り]（販売価格 1,000円）

5. 時刻表・路線図（別添参照）

6. 取組事業

項目	内容	時期
わかりやすい時刻表・路線図の作成、配布	・時刻表・路線図の作成印刷	R04・2月
わかりやすいバス利用の案内	・説明会等におけるバス利用の周知	随時
バス利用における利便性の向上	・回数券を役場まちづくり政策課窓口だけでなく、各フルーツバス車両内でも購入できる様に変更。	R03・4月
公共交通再編（運行形態の見直し）	【上片桐・大島通学便】	R03・4月
	・大島地区の増野会所交差点―檜原辻交差点間を「フリー降車区間」に設定。	
	【生田循環】	R03・4月
	・「下峠」、「柄山下」バス停への経由方法を予約制へ変更。	
・生田地区を対象にデマンド運行（実証運行）の実施	通年	
・利用者層（普通自動車免許を持たない高齢者（75歳以上））のニーズを把握するためのアンケート調査	R03・7月	

7. 目標指標（単位：人）

路線名	R 3 目標利用者数	R 2 利用者数実績値
大島循環	4,000 人	2,020 人
上片桐循環	4,500 人	2,627 人
上片桐・大島通学便※	5,000 人	5,342 人
生田循環 峠部奈線	2,500 人	1,260 人
生田循環 中山柄山線	2,000 人	660 人
ダイヤモンドタクシー（実証運行）	1,000 人	519 人
生田線※	7,500 人	7,467 人
部奈線※	8,500 人	7,135 人
計	35,000 人	27,030 人

※…学生利用が多い路線

令和3年度 松川町地域公共交通対策協議会会計 予算書(案)

歳入合計	59,645,000 円
歳出合計	59,645,000 円
差引残額	0 円

1 歳入

款	項	目	節	本年度	前年度	比較	説明	
1	負担金			59,625,000	60,299,000	△ 674,000		
	1	負担金		59,625,000	60,299,000	△ 674,000		
		1	負担金	59,625,000	60,299,000	△ 674,000		
			1	負担金	59,625,000	60,299,000	△ 674,000	町負担金
2	繰越金			0	0	0		
	1	繰越金		0	0	0		
		1	繰越金	0	0	0		
			1	繰越金	0	0	0	前年度繰越金
3	諸収入			20,000	20,000	0		
	1	諸収入		20,000	20,000	0		
		1	雑入	20,000	20,000	0		
			1	雑入	20,000	20,000	0	回数券販売収入、預金利息
歳入合計				59,645,000	60,319,000	△ 674,000		

2 歳出

款	項	目	節	本年度	前年度	比較	説明	
1	運営費			220,000	220,000	0		
	1	会議費		150,000	150,000	0		
		1	会議費	150,000	150,000	0		
			1	報酬	150,000	150,000	0	委員報酬
	2	事務費		70,000	70,000	0		
		1	事務費	70,000	70,000	0		
			11	需用費	50,000	50,000	0	事務用品
			12	役務費	20,000	20,000	0	振込手数料
2	事業費			59,425,000	60,099,000	△ 674,000		
	1	事業費		59,425,000	60,099,000	△ 674,000		
		1	事業費	59,425,000	60,099,000	△ 674,000		
			11	需用費	549,000	510,000	39,000	時刻表印刷、停留所設置費等
			12	役務費	16,000	16,000	0	自動車税
			13	委託料	58,860,000	59,573,000	△ 713,000	運行委託料、燃料費等
			18	備品購入費	0		0	
3	予備費			0	0	0		
	1	予備費		0	0	0		
		1	予備費	0	0	0		
			1	予備費	0	0	0	
歳出合計				59,645,000	60,319,000	△ 674,000		

○松川町地域公共交通対策協議会規約

平成20年6月3日

告示第46—1号

改正 平成25年4月1日告示第35号

平成30年5月31日告示第30号

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため、松川町地域公共交通対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を長野県下伊那郡松川町元大島3823番地松川町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通網形成計画及び生活交通確保維持改善計画(以下「網形成計画等」という。)の策定並びに変更の協議に関すること
- (2) 網形成計画等の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 網形成計画等に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長各1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長

が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 松川町長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 町内公共的団体に属する者
- (5) 国及び県の関係機関の職員
- (6) 道路管理者、公安委員会、学識経験者
- (7) 運転者の組織する団体
- (8) その他協議会が必要と認める者

2 役員の任期は、次のとおりとする

- (1) 前項に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体等の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、残存期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理人の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の総意をもって決するものとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面決議)

第7条の2 会長が会議の目的である事項が軽易なものであると認める場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合において、会議の目的である事項につき委員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の協議会の決議があったものとみなすことができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、松川町まちづくり政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、町からの負担金、国からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めて委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年6月3日から施行する。

附 則(平成25年告示第35号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第30号)

この規約は、平成30年6月1日から施行する。